

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について

本日、「令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年法律第64号。以下「法」という。）が公布・施行されました。当該法を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」のうち低所得世帯支援枠等を活用して各市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支給する給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。以下同じ。）の取扱いについて、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

1. 差押禁止等及び非課税となる給付金について

(1) 概要

法第1条に規定される「令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金」（以下「低所得者世帯給付金」という。）として市町村が低所得者世帯（本事務連絡1（2）で規定する世帯をいう。以下同じ。）へ支給する給付金（3万円を上限とする。）については、差押禁止等及び非課税の対象となります。

(2) 低所得者世帯給付金の受給世帯

低所得者世帯給付金を受給できる対象世帯は、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金））（以下「緊急支援給付金」という。）における対象者に準じて、低所得世帯支援枠を財源として又は低所得世帯支援枠及び令和5年3月29日に通知した交付限度額（7,000億円）を財源として各市町村が支給する給付金の支援対象世帯のうち以下に掲げ

るいずれかの世帯（以下「低所得者世帯」という。）となります。

①令和4年度分又は令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分又は令和5年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯（以下③において「住民税非課税世帯」という。）

②令和4年1月以降の家計急変世帯

緊急支援給付金において支給対象とされていた令和4年1月以降の家計急変世帯

③令和5年1月以降の家計急変世帯

住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和5年1月以降各市町村が定める申請日の属する月（ただし、申請日が令和6年1月以降となる場合は、令和5年12月とする。）までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和5年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

(3) 差押禁止等及び非課税の対象となる給付金の上限額について

上限額は3万円です。

(4) 留意事項

上記(2)及び(3)は、法第1条における「世帯に属する全ての者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者である世帯その他これに準ずる低所得者世帯に対し3万円を上限とする給付金（金銭以外の財産により行われる給付を含む。）」を具体的にお示しするものです。

市町村が低所得世帯支援枠等を活用して実施する低所得世帯に対する支援の支援方法、支援対象世帯及び支援額等は、これまでどおり地域の実情に応じて、各市町村で検討していただくものであることに変更はありませんので、ご注意ください。

2. 低所得者世帯等への周知等

(1) 低所得者世帯等への周知について

低所得者世帯給付金を受給する低所得者世帯に対して、支給された当該給付金は差押禁止等及び非課税となる旨を、給付に係る決定通知書や確認書などの個別通知書、各市町村のホームページや広報誌等で、周知されるようお願いいたします。（注）

(注) 周知に当たっては、以下の点にご留意願います。

- ・低所得者世帯給付金に該当するもの以外の給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となりません。そのため、低所得者世帯給付金に該当するものとそれ以外の給付金について、事業名称や給付金名称等を区別したり、受給する低所得者世帯に対して差押禁止等及び非課税の対象となる金額を案内するなど、受給した給付金のうち差押禁止等及び非課税の範囲が明確となるよう分かりやすい方法により周知をお願いします。
- ・各市町村の支給に当たっては、給付金が振り込まれた預貯金口座の表示において確認が行えるよう、例えば、振込名義人を事業名称や給付金名称等にするなどの対応をお願いします。

(2) 低所得者世帯給付金に係る事業名称・給付金名称等の報告

1) 概要

低所得者世帯給付金として各市町村が支給する給付金について、各市町村が低所得者世帯に対して周知する個別通知書、ホームページや広報誌等において用いている事業名称や給付金名称等の一覧を内閣府ホームページに掲載しますので、随時、別紙2の報告様式により、事業名称や給付金名称等が確定した段階で内閣府まで報告して下さい。全市町村が対象となりますので、必ず報告をお願いします。

2) 報告方法・提出先

事業名称・給付金名称等の報告は、各市町村から以下の提出先まで、メールにて提出してください。

提出先メールアドレス：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

メールの件名及びファイルの名称は、「市区町村コード（半角5桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+_（半角アンダーバー）+市町村名+_（半角アンダーバー）+名称等報告」としてください。

例) メール件名：「01100_北海道_札幌市_名称等報告」、「01202_北海道_函館市_名称等報告」など

ファイル名：「01100_北海道_札幌市_名称等報告.xlsx」、「01202_北海道_函館市_名称等報告.xlsx」など

3. 実施計画の修正と再提出について

(1) 実施計画の作成方法・記入事項について

今般の法律を踏まえ、別紙3のとおり令和5年度に作成していただく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「令和5年度実施計画」という。）の様式の一部を変更しています。

主な変更点は、事業No. 1又は2に記載可能な事業を低所得者世帯給付金に係る部分（低所得世帯支援枠等を活用し低所得世帯に対して支援を行う事業のうち差押禁止等及

び非課税となる低所得者世帯に対して支援を行う部分（当該部分に係る事業費を含む。）をいう。）に限定し、事業 No. 3 から 6 までに低所得世帯支援枠等を活用し低所得世帯に対して支援を行う事業のうち低所得者世帯給付金以外に係る部分（低所得者世帯給付金の上乗せや横出し部分。当該部分に係る事業費を含む。）を記載することとしています。記入の詳細は、別紙 4 の記入要領を参照するとともに、別紙 5 及び別紙 6 も参考にしてください。

既に 5 月 29 日（月）に令和 5 年度実施計画を提出された地方公共団体に対しては、提出された事業を新様式の事業 No. 7 以降へ転記した実施計画を 6 月 8 日に送付させていただきました。必要に応じて、事業 No. 7 以降に転記された事業のうち低所得世帯支援枠等を活用し低所得世帯に対して支援を行う事業を事業 No. 1～6 へ修正等した上で、**6 月 19 日（月）12:00 まで**に再提出してください。再提出に当たっては、エクセルファイル内に用意している「【チェックリスト】」及び「【6 月 19 日提出時確認シート】」の確認をお願いします。新様式へ転記された令和 5 年度実施計画を修正する必要がない地方公共団体においては、その旨をご連絡ください。（別紙 7 参照）

第 2 回提出時以降に初めて令和 5 年度実施計画を提出される地方公共団体においては、別紙 3 の様式をもとに作成した令和 5 年度実施計画を第 2 回提出時以降に提出ください。（第 1 回提出時（5 月 29 日）に提出していない団体が 6 月 19 日に提出することを認めるものではありません。）

（2）再提出期限

転記後の令和 5 年度実施計画の再提出期限は、以下のとおりです。

再提出期限：令和 5 年 6 月 19 日（月）12:00【厳守】

※ 5 月 29 日に実施計画を提出した都道府県・市町村が対象

< 関連資料 >

- 別紙 1 令和 5 年 6 月 16 日官報（号外特第 49 号）抄
- 別紙 2 事業名称・給付金名称等報告様式
- 別紙 3 令和 5 年度実施計画（通常分・重点交付金分）（R5.6 版）
- 別紙 4 令和 5 年度実施計画（通常分・重点交付金分）記入要領（R5.6 版）
- 別紙 5 低所得世帯への支援範囲と差押禁止等の対象範囲
- 別紙 6 令和 5 年度実施計画（通常分・重点交付金分）低所得世帯支援記入イメージ
- 別紙 7 令和 5 年度実施計画（通常分・重点交付金分）（R5.6 版）転記・修正手順
- 別紙 8 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「重点交付金」Q&A（第 6 版）

【照会先】

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・永持・中村・仙田・後藤

野口・黒沼・矢野・齋藤・窪田

直通 03 (5501) 1752